



舊蹟遺聞

ル 4  
4985  
1



門ル  
號4985  
卷 1



急須遺中結序  
東路乃子らのくは國を吾も  
むらさきあよむくものうらへん  
たぐく度うらなは國よくそ  
南都の果は母くはたまたま  
少もやうくはあまにけい  
へ

序一

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or letter, written on the right page of an open book. The text is contained within a rectangular border and consists of approximately 10 lines of writing.

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or letter, written on the left page of an open book. The text is contained within a rectangular border and consists of approximately 10 lines of writing.

かくいひしやうにせむりすけしむせしあさ  
築よふとくしむりせむりせむりせむり  
いふかたをたはしむりせむりせむりせむり  
いふかたをたはしむりせむりせむりせむり  
いふかたをたはしむりせむりせむりせむり  
いふかたをたはしむりせむりせむりせむり

文化三年十一月 橋千藤

無讀巻(同存)

國郡此あることいほさるしめ法をいね  
て書に載したる事を定樂れみよりの法  
めさしめしむりせむりせむりせむり  
さしめ給ひむりせむりせむりせむり  
さしめ給ひむりせむりせむりせむり  
礼は六十ほまわりは國のあそよあそよさ  
は傳く耳よ今代時うほむ世通うしむりせむり  
てれ書をもあそよあそよせにかりさるたあふ

ちりておれりるもそまほかにけと國こころ  
はそまほにかれいとたあそいし祭の  
ふらほ理の大才浅くはへきをた  
民部乃式神名に帳順朝臣の和名を  
おれおりの括芥れそ悲の早あまれ  
よめこころに書とほ國を多く郡  
道とれまて古の法を考るに冬  
たるは流志のほげとそ海な風を  
れり事こもそ誓おれりよらに

そ道にふむむ人いりまて  
とよとあるまあそ浅考へは  
書とそまほにがしとやうに  
甲みりゆりるを酒壺に傳本  
此志といふありそり九と  
とそまほにれをわの知里  
しそまほにかたよとそまほ  
た本ふりまに盛國に美を  
清祖に清時ふわと國志  
りて事とに

ためて六つを世世にね給ふ事三十  
すむ六世継となんたに給ふはる古れ事を  
そわそれ又すれも六ねをたて  
め給ふとてよ言都たけいそわおん  
まほりこち給ふほやあに六のあさき法  
事とそま家と給書たはらふふおを  
うはかきほりそあつたそよそふ人  
なつりそゆにたへるをえつ給給ひ  
やれ書はしつせとよふ知り給ふお郡

お數十とてしつそあまほれと  
世に聞えお所とそたすある書  
あつりおあつた集あせ給ふを  
無読書聞つたつた大さつた  
なりて後書はつたそまよみ考  
そよそ志つ給ふつたに書つた  
そよりなるそよつたつた事  
そつたそいそつたつた人れ書  
たつたそそつたつたつたつた

通しうはとわ。みかきんよなる事。城  
 のは。いん。い。きん。そ。そ。く。い。れ。た。も。志。ち  
 路。上。國。乃。資。ある。あ。い。の。あ。ま。ね。く。母。を。こ。つ  
 くる。せ。路。い。い。う。城。考。つ。と。を。え。む。人。た  
 親。の。た。ま。み。き。は。く。む。と。せ。く。板。に。志。く。せ。路  
 一。と。ま。う。せ。あ。と。は。い。の。海。路。を。記。せ。と。あ。り  
 可。よ。ま。い。に。め。れ。い。や。一。九。詞。め。つ。た。ま。い。と。を。ま  
 以。て。か。い。こ。み。る。こ。ろ。一。か。ら。の。ま。い。り。て  
 文化。れ。四。と。せ。や。い。ま。う。た。あ。の。平。本。海。譯。議

舊蹟遺圃の打ぼよそ

一  
 一。の。あ。ま。り。城。君。は。あ。り。め。を。十。余。の  
 野。の。中。よ。古。く。名。を。する。あ。ま。り。の。年。を。あ。り  
 了。よ。ま。あ。ま。り。の。名。を。た。り。せ。て。は。あ。り  
 八。里。人。た。り。の。海。路。も。あ。ら。ぬ。ま。ら。よ。い。ひ  
 出。る。あ。ま。り。を。さ。つ。つ。よ。習。ま。い。り。て。一。と。ら  
 せ。る。海。路。に。あ。り。る。昔。の。書。も。あ。ま。り。の。ま  
 と。わ。く。あ。ま。り。の。ま。ま。よ。ま。あ。り。て。その。と。ら  
 く。を。つ。つ。よ。一。と。ら。黒。川。盛。隆。之。論。未。考  
 福。梅。内。祐。洲。と。も。あ。り。考。へ。あ。ま。り。の。作。と。あ。れ。ば  
 つ。つ。よ。一。と。ら。あ。ま。り。の。ま。ま。い。り。て。一。と。ら。

一 一しとら那にあらんもたあししとをさう那まに  
 かうよあしとんしてをさういつめてかく四巻と  
 なるるしとをさう。勅作とすよよとてこと  
 一 大の戸よりうのほり其よしたは三年くら  
 ぶあひのねれとて。鷹のけいひをうこのま  
 つる千蔵春海の二人のやうてをうもをう  
 て。いふ本のあつてをうをまうける枝をいふ  
 一 一本とをうはらうりあししとて。  
 一 せうしとて海ぶさうしとて杜林あるはあま  
 うき寺にほくありて。いふしとていひはくしとて  
 せの中しとていふしとてはほゆらももあり。そを

風土記をうの竹のあまをうあやとやういふ  
 をあれとていふあやとてをうをうはらうあま  
 一 一しとらうりあししとていひはくしとて事の  
 うしありとてはほゆらをうをうてうての  
 一 勢しとて。  
 一 日本紀續日本紀日本遠史より延喜武東  
 鑑袖中秋陰奥秘記等よりいふもの記と  
 一 ちとてをうまうていひはくしとていふ  
 一 あらうらうはくしとていふはくしとていふ  
 一 ことありあししとて。  
 一 あうしとてはらうしとていふしとていふ  
 一 一しとて地をうとてそのものいふしとていふ



一 三つねの書大和の坊うりをもとむる。  
 一 兼太平記をよむの形ひも後の書よもの  
 信書なれども又をわくといひ傳へるを  
 ともいふ。形をよむるうりて引り。  
 一 この書をよむるひらくせんともあらしむる  
 我々のとらそそむるありもあらしむる  
 後又國人のうりへの跡考へしらんしあらしむ  
 らしむるひらくありあらしむるありあらしむる  
 よもものうりてよむる文化のよももの  
 と一の菊舟坂半助丁志る後

舊蹟遺聞卷一目錄

- 岩手
- 北上川
- 厨川柵
- 姫戸柵
- 御堂觀音
- 波氣

読新皇御代第一日録  
...

舊蹟遺聞卷第一

三輪秀福  
阪牛助丁  
輯録  
梅内祐訓

岩手郡

岩手郡を<sup>イハテ</sup>盛岡城を<sup>モリノカ</sup>擧ぐる郡則は<sup>モリノカ</sup>や<sup>イハテ</sup>岩手郡<sup>イハテ</sup>里岩手<sup>イハテ</sup>関  
たどる古歌<sup>イハテ</sup>ある由<sup>イハテ</sup>今岩手山<sup>イハテ</sup>といへるは<sup>イハテ</sup>岩手山<sup>イハテ</sup>の<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>の<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>  
<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>  
は筑波山<sup>イハテ</sup>ある<sup>イハテ</sup>お<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>く<sup>イハテ</sup>岩手郡<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>ある<sup>イハテ</sup>ひ<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>れ<sup>イハテ</sup>ば<sup>イハテ</sup>岩手山<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>い<sup>イハテ</sup>ふ<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>  
大和物語<sup>イハテ</sup>よ<sup>イハテ</sup>云<sup>イハテ</sup>同帝<sup>イハテ</sup>は<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>  
そ<sup>イハテ</sup>の<sup>イハテ</sup>の<sup>イハテ</sup>國<sup>イハテ</sup>の<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>と<sup>イハテ</sup>る<sup>イハテ</sup>や<sup>イハテ</sup>あ<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>て<sup>イハテ</sup>り<sup>イハテ</sup>

舊蹟遺聞卷一

されどもに如く故にして流るるをたゞしにせしむるに如く  
 むはまはむなる。それをいれるよふあつていかにいかに  
 子孫をたゞの大細さよはばけにむかひむかひをたゞに  
 せしむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 せむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く

読んで。物事の終るに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 もあらむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く  
 らむるに如くはむに。いかにむかひにせむるに如く

の名なぶまうき作さぶまのりちあふれさぶく作ゆ物  
ごうりちあふりこらん骨あふのこくかまへて無  
勢くものあれどかうやうのこくちあふの地とさぶく  
東鑑卷九よ云。頼朝の泰衡追討の時也 文治五年九月二日己未出  
平泉令赴岩井郡岩井岩手厨河邊給。是為相尋泰衡  
隱住所也。云云  
同書同卷云。同十二日己巳。於岩井郡岩井厨川點  
此所坤角憊仗次之波氣被定御館。今日工藤小次  
郎行光献盃酒椀飯。是於當郡者。行光依可拜領。別  
以被仰下之間。及此儀云々

同卷云。同二十三日庚辰。於平泉巡禮秀衡建立。無  
量光院。給。是模宇治平等院地形之要也。豊前介為  
案内者。候。御供申云。清衡継父武貞號荒川太郎鎮守府將軍武則子 卒去  
後。傳領奥六郡。伊澤和賀今本和加二誤  
江刺和賀ハモトヨリ和賀ハモトヨリ 云々  
同書卷四十六云。建長八年十月五日改康元年 六月二日  
辛酉。奥大道夜討強盜蜂起。成往及旅人之煩。仍此  
間度。有。其沙汰。可致警固之旨。今日被仰付。于彼  
路次。地頭等。所謂小山出羽前司。云々。中二十一人畧 岩手左  
衛門。太郎。岩手次郎。已上二十四人。云々。此所もも岩手とあり  
此卷よりみり多るをいりねる人ともしとびしとびしと云々

孫を考ふるよりたゞ。志のれどもけいをおぼく家録しる  
所の名を呼ぶをきりかたは二人を以て岩手郡と願せし  
り。又先祖かどの所伝を呼ぶは後まづもかく呼ぶべし  
ま。工藤小次郎行光あどの子孫はあはれを考ふべき  
よりあはれしる見よおぼくうのおきて後の考をせし。

東鑑の文を考ふるに岩手郡とのみ見えて。岩手郡とハミズバ郡あ  
らぐ。只岩手といふ地名あるをきり。延喜式和名抄よハ岩手郡と書し。又  
ハミズバ郡よハ岩手  
とハ岩手といふ地名あり。志のらば岩手郡の名をいふはハミズバ郡と  
おもしろし。ぬく。奥六郡と云へる下の小書よ岩手といへるれ  
ハ。岩手郡の名取るより疑あり。よく考ふるに。東鑑よハ岩手郡

と書ふべきを。誤りて岩手郡とありと云へるハ井と手  
と字のそとあはれしるより。及せしつ誤りしるより。岩井と岩手と二  
郡ありあはれしるより。いふにや。取も。平泉と岩手郡あり。同  
書文治五年九月二十三日庚辰云。康保年中移江刺郡豊田館  
於岩井郡平泉為宿館。歴三十三年云。とん。同書同年  
同月二日巳未。出平泉。今赴岩井郡厨川邊給。是ハ朝朝の趣  
作すといふとん。いふに。出平  
泉。今赴岩井郡厨川邊給。とは書ふ。同郡あり。岩手郡と平泉  
の。今赴はけり。今赴厨川邊との。又今赴同郡厨川邊給云。と  
や。これ書ふ。よ。平泉と厨川同郡あり。平泉ハ岩

井郡厨川之岩手郡とこそあるべし又同書同年九月丙寅中  
 亦被遣比企藤内朝宗於岩井郡是於彼郡清衡基  
 衡秀衡等建立数字堂塔之由云々又同廿四日  
 辛巳中凡清重今度勲功被群之間匪奉此等重職  
 剽伊澤磐井牡鹿等郡已下拜領数字箇所云々磐井と  
 又同廿八日乙酉中東限北上川南限岩井河西  
 限寫王岩屋北限午木長峯者東西廿余里南北廿  
 余里云々又同十一月八日甲子中岩井伊澤柄  
 差江刺と同じ所の通ふまゝにけり以上三箇郡者自僊北方可遣  
 農料和賀部貫今の押貫あり文字の違ひもハ上よみかぬ兩郡分者自秋田郡可

被下行種子等也云々右の件は岩井郡と磐井郡とを  
 其強あつてその磐井なりよと合せ考へて所を以て又ハ其  
 其行程をそのつれがふるなりよとせむハ珍色ぬべし  
 ハ同書同年九月十一日戊辰今日今立陳園給云  
 云自是厨河柵者依為廿五里未属黄昏著御件館  
 云々これら々の及けりよとせむハ其のこゝに合考へて  
 其のこゝよみかぬハ陸奥國の東北方に於てむの  
 の如くありしに此厨川の所なり岩井郡と磐井郡と  
 疑もるれど平泉の遠處に於て又膳津郡と云々  
 云々の岩井郡ありとせむハ其のこゝに合考へて

くは升ちまのほやまれるあまぐり。

歌ふ志まよふあまぐり

新古今集離下あ大任正意園ふみまをけりよほとの事も  
あーがきよりあほのまよふあまぐり

大將頼朝

陸奥のまよふ志のふたえぞーぬかきあまぐりよつひのふみ  
只を意園のまよふ文まは中あーがきよつひのふみ  
よ返るについでいとおこせまのりまを陸奥國の名取  
志ま信夫夷壺碑と集めてよみま一集あまぐりものあり  
夫を那名たれを。岩手信まあつげたるまよふ。志ま必郡

あまぐりまよふ志。志まを那の名取まよふ。あまぐりまよふ。

まよふのまよふ志ま信夫と那まを那の名取まよふ。あまぐりまよふ。

あまぐりまよふ志ま。

岩手山まよふ志ま。

千載集恋一。百首歌まよふ。あまぐりまよふ。

左京大夫歌補

思へんまよふ志ま。あまぐりまよふ。あまぐりまよふ。

同集同奏。歌令まよふ。あまぐりまよふ。

歌昭はあ

人まねぬ涙乃川のみねまよふ。あまぐりまよふ。

古今六帖第二 山の部。 人麿

いとど山はたぐちがづの舟のそへはらぬか誰かたす  
光手の森とよみくま。

夫木集卷二十一 森は歌よ。 よみ人志ら歌

陸奥は光手の森れいそでのみおらとよまらへ人よあへん  
光手のそやとよみあは。

同抄卷六家集中。 山吹。 弟中納言大江匡房

くちあゝのそとぶらぬのみあへは光手の里の山吹のそね  
同抄同卷。 永久四年中院入道右大臣家の歌合。

山吹 よみ人志ら歌

きくすれたそねねをにほよくら光手の山吹のそね  
岩手は関とよみたるも。

夫木集卷二十一 関歌。 六帖歌 中務少輔

陸奥よりちや関のいそでかりとららのそを誰うとよま  
同集卷二。 建仁元年歌供歌合。 学。

お中納言藤原定家

なほやいそでの関れかひらねくまらとよまらうららぬのそ  
このゆみん光手の山吹歌とよまら歌。 代々の集歌とよ  
たど光手の集あどんもこれを見れば伊勢國よにお  
あゝ名ふとねれはねきし思せり。





本後記よりべきは逸史を引く。今日本後記ハ七び一カ。写本を傳せたるハ今も  
ありぬむ。引く。逸史ハ後世の撰あり。古書より撰出で集るるあり。ゆゑに  
弘仁五年二月己卯朔戊子夷第一等速騰澤

公母志授外從五位下云々。又三代實錄云。元

慶四年十一月三日癸丑授近江國守因外正

六位下速騰澤公秋雄外從五位下云々。これハ陸

因ある功ありて位を授けり。又秋雄のき近江國守と云ふ事  
見ゆ。ゆゑに速騰澤公母志と自姓の存因と云ふ事。ゆゑに速騰澤

と云ふ姓と云ふ事。速騰澤公のき近江國守と云ふ事。

凡そ速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

の名を考へ。ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。

ゆゑに速騰澤と云ふ姓を考へ。大和國志にも速騰澤と對して速騰澤と云ふ事あり。



郡名は呼ばれ其例ハ万葉集卷一ニ伊奈美國波  
良とよめるハ播磨國平南郡也又大和國吉野郡を吉野國同  
國城と郡初瀬々を初瀬國と云々同書ニあること山  
城國乙訓郡も陸國と云々陸後ノ郡の名もあやう  
古事記ニ見越後馬樂我門郡と云々を云々ほつらば  
みそのみせと云々河や其の郡は大阪の郡むきぬ  
と云々又新撰六帖正之位名郡の郡もみそのと云々の郡  
とある布のせむきせむきを云々と云々これら  
ハ郡の名ならず下々の名又亦の大名と云々郡といひ  
るにこの名も郡もけ郡といひ思ふとおよむ古書に

みんぎと云々これ假建られたる郡もけ郡  
もはあつと云々又後ニ云々郡名も國史お又出する  
も乃越續日本紀云和銅六年十二月辛卯新建  
陸奥國丹取郡と云々又同紀云寶龜十一年三  
月丙寅朔丁亥陸奥國上治郡大領外後五位  
下伊治公皆麻呂反云々又日本紀畧云弘仁  
二年正月丙申朔丙午於陸奥國置和賀禰縫  
斯波三郡と云々丹取郡上治郡也延喜式和名抄拾芥抄  
おもは後世ぬ十四郡の中へいへんはあつ  
ざつと云々の郡も和賀禰縫斯波三郡もやと云々延喜

式和名抄およき見たり。新波郡ハ延喜式の神名式より見えて民部式ハミエバクのみハ妻ト下ニ誦するをまらへし。拾芥抄と後世五十四郡やのうちハハミ越えくはるの郡ぞんかろくよりわの。其郡ハあきなりとる由およもいへる。陸奥國をまぐる境ひろく奥ののきりも上古を忘れざり。臨町ノ郡を建られ。とゆ。そのよ一也。延喜民部式云。凡郡不得過千戸。若餘五十戸以上者。分隸比郡。地勢不宜分者。隨狀立分郡。其不滿百戸者。隸入他郡。若不得已而應分者。別錄申官。とゆれば。のおくはるんこれ其境内も廣く次るは夷也。伏して戸數もるさり。又冬ハ多き國

あれを一郡や。のくく。おく國よき誦はて。假し郡を立られ。のくく。のあつらんとおかろくよ。ハ續日本紀云。延暦四年四月辛未。中納言役三位兼東宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持等言。名取以南一十四郡。僻在山海。去塞懸遠。屬有徵發。不<sub>レ</sub>會機急。由是權置多賀階上一二郡。募集百姓。足<sub>レ</sub>人兵於國府。設防禦於東西。誠是預備。不<sub>レ</sub>實推万里者也。但<sub>レ</sub>以徒有聞說之名。未<sub>レ</sub>任統領之人。百姓顧望。無所係心。望請建<sub>レ</sub>為真郡。備置官。真然則民知統攝之歸。賊絕。窺



郡多やも假ま立しれり郡多に於境に於れぬことあり。  
 其の郡多のやいそり郡多のよりの志もいそり成りしる由元曆  
 の以源朝に於模國の勢いと云ふいそり文治に泰衡を亡し不  
 ところは地頭目代なをををいそりしる由表に於りしる事  
 あらりしと云ふゆれに於り又境に於りしる事と云ふにさ  
 こせしるいそりしる事と云ふに於りしる事と云ふにさ  
 ざん古書に於りしる事と云ふに於りしる事と云ふにさ  
 き事ありしり。今そりしる事と云ふに於りしる事と云ふにさ  
 民部式に陸奥國大管白河磐瀬會津  
 耶麻安積安達信夫刈田柴田

名取	菊多	磐城	標葉	行方	宇多
伊具	巨理	宮城	黒川	賀美	色麻
玉造	志太	栗原	磐井	江刺	膽澤
長岡	新田	小田	遠田	登米	桃生
氣仙	牡鹿	刈田	登米	桃生	

其二十五郡のうちを三十五郡のうちよりぬき出さる。三十一郡  
 社ある郡のみを三十五郡のうちよりぬき出さる。神名式を神  
 あらしめしる民部式には郡多のよりの志もいそりしる事と云ふにさ  
 と云ふにさ。斯波をのぞいたるはいそりしる事と云ふにさ  
 一。今そりしる事と云ふに於りしる事と云ふにさ





十四より豊せりしより順を永觀元年歳七十三より卒と  
 せ。延喜十一年より皇女の豊せりしより二十三  
 かのりりやあつはるむさうれを延喜式に撰せし時  
 いづれもるるふかしく郡の数をたがひあるをい  
 ふ。拾芥抄より陸奥遠大三十六郡。白河 磐  
 瀨 會津 耶麻 安積 安達 信夫 刈  
 田 柴田 名取 菊多 磐城 標葉 行  
 方 宇多 伊具 直理 宮城府 黒川 賀  
 美 色麻 玉造 志太 栗原 登米 桃  
 生 氣仙 牡鹿 長岡 小田 新田 遠

田 磐井 江刺 膽澤 和我 藤縫 斯  
 波 磐手 高野 奥四道巴上四郡不入  
田四萬五千七十七丁 三十六  
 郡として四十郡の勢をいひし。これハ考るに初まん  
 へるごとく膽澤郡のむくののり豊せられざり。六のなご  
 ちくと膽澤郡と呼てさき其うちよつち。假に郡をさ  
 せし。六。和我藤縫郡波岩手の四郡也。其郡よりあつねど。其  
 名より。の胆澤がごとく。其郡三十六郡。膽澤郡のうちの假  
 郡四郡とあつね。膽澤 和我藤縫  
斯波岩手 あつ。細注よりあつ。原亭より  
 有ん。後より寫りのゆりあつ。此文より大字とせ。たつべ  
 へ。や。ほ。越。け。新。い。の。あ。や。り。古。書。より。あ。つ。ほ。く。ま。り。

又その中にある下の二郡のし書に、奥四道已上四郡不入云々  
とある。四道ことしつるす。何れも解がく。四郡不入云々  
やある四郡也。わ我辨縫形波先手の四郡とさせり。ゆ。六  
の四郡也。とん。い。く。く。膽津郡のう。う。う。う。郡あ。く。ね。を。  
田敷を膽津郡のう。う。のづ。う。う。う。不入と書。一。の  
あり。是。は。る。る。ま。何。も。あ。の。考。を。が。う。世。六。郡。と。あ。り。し。四。十。あ  
く。き。い。と。れ。あ。れ。ば。必。ず。も。事。た。る。べ。一。板。本。の。拾。芥。抄。志  
誤。多。く。し。て。か。う。や。う。の。お。い。あ。る。こ。の。ま。ま。ゆ。善。本。得。く。後。そ  
の。た。ら。い。を。さ。く。べ。一。十。と。陸。奥。國。五。十。四。郡。と。い。六。白。河

田 黒川 磐瀬 宮城 會津 耶麻 小田

安積 安達 柴田 刈田 遠田 名取  
信夫 菊多 標葉 阿曾沼 行方 磐  
井 和賀 河内 こ。ハ。リ。一。何。の。あ。や  
ま。れ。る。ま。あ。く。ぬ。う 裊 繼 裊。繼。と。あ。る。ま。い。が。い  
貫。裊。縫。あ。ど。ハ。古。書。は。も。事。板。と。貫。と。ハ。訓。同。く。總。也。ヒ。ミ。キ。と。は。音。近。々。れ。を。か。や。り。い  
こ。ま。や。繼。へ。い。く。語。も。ま。ま。一。考。る。に。繼。之。總。の。ま。也。と。似。し。た。を。總。の。あ。や。ま。り。あ。く。ん。の  
と。し。て。も  
も。し。る。 高野 亘理 玉造 大名門 加美  
志太 栗原 江刺 伊澤 長岡 登米  
牡鹿 郡載 鹿角 階上 津輕 宇多  
伊具 本吉 石川 大沼 色麻 稻我  
斯波 磐前 金原 新田 伊達 閉伊  
桃生 氣仙 星河 後の世は書とんり見ゆ。この

うちいぶのき事多かり。そのとあつくらんは。先賢城郡を  
 延喜式和名抄拾芥抄に云ふ。その代々の國史実録ハ  
 ともんえき。ふしき郡なるを除く。いひ。又云。郡郡。和  
 名抄にけ郡と云ふ。大沼河沼の二郡と云ふ。よりんえき。さ  
 郡郡ハの勢られむ。さうり。大沼郡と云ふ。郡郡とのせし  
 る。いひ。大沼とのさうり。あは。河沼郡と載せし。除  
 する。いひ。又。星河郡を黒川郡の誤りなり。さうり。小和名抄  
 とも。郡名とあげする。不。黒川とも。訓注。久呂加波と云  
 へ。郷名をあげする。不。星川とも。ハ。字。稔の。いひ。より  
 写。傳れる。もの。たる。事。なり。り。郡。を。星。川。黒。川。と。二。郡。に

たり。と。あ。き。い。る。い。ひ。の。和名抄今の板本ハ誤字脱字あり。群は郡と名を付  
 て。擧。ぐる。の。の。は。な。を。これのみあり。郡。たる。を。も。な  
 と。我。を。同。郡。と。又。あ。い。あ。い。て。い。は。る。さ。う。り。の。さ。う。り。も。考。げ  
 け。り。あ。り。二。郡。と。せ。し。と。い。ふ。本。去。二。分。け。り。と。い。ふ。と。い。ふ。又。延。喜。氏。部  
 式。に。云。凡。諸。國。部。内。郡。里。等。名。並。用。二。字。必。取。  
 嘉。名。この和名ハ。和名と云ふ。か。伊勢國ハ。本唐宣長が地名字音借用例といふ書  
 二。補。う。り。こ。い。む。り。より。地名のありきを改めてよき名をつい。と。い。ふ。  
 ん。ゆ。て。た。と。が。い。ふ。名。ハ。昔。の。ま。り。と。い。ふ。よ。き。名。と。い。ふ。  
 と。れ。と。い。ふ。字。の。を。む。り。ハ。名。と。い。ふ。い。ふ。よ。き。名。と。い。ふ。又。の。郡。に。二。字  
 と。定。め。れ。ん。延。喜。式。より。さ。れ。る。は。あ。い。ひ。も。や。く。奈  
 良の朝の程より。多くハ二字と定めて。む。り。や。も。越。出。を。風。土  
 記。に。な。名。と。ん。神。龜。三。年。改。字。と。い。ふ。と。い。ふ。さ。う。り。そ。ハ。續。日。本  
 記。和。銅。六。年。五。月。詔。り。云。畿。内。七。道。諸。國。郡。郷  
 名著好字。と。い。ふ。さ。う。り。つ。き。ぐ。神。龜。の。頃。よ。き。文字。と。撰

てつけ。又二まなごころせしむるゆへに二字と定られ  
し。古よりのまなごころせしむるゆへに二字と定られ  
えぬ。此五十四郡といふものも阿曾沼大名門の二郡三  
字あるはいづれかのまなごころせしむるゆへに。これより  
て考ふるに五十四郡といふは。天正五年のことと定むる。其よ  
しいのまなごころせしむるゆへに拾芥抄よき陸奥國卅六郡といふ。  
拾芥抄は東山左大臣實無公の作  
のてぞて文明の人のていあはせ。まなごころせしむるゆへに陸奥國卅六郡といふ  
て考ふるに。なち。文明より天正まで。おろよそ百年斗りなるに  
て。中国戦ひしころより。いづれかのまなごころせしむるゆへに。織田信長公ま  
なごころせしむるゆへに。天正のまなごころせしむるゆへに。織田信長公ま

はわづらひ。まなごころせしむるゆへに。諸國の諸侯の封國と成り。より。領  
土地預思ひし。又その古名又大名の各名あり。と。郡名よせしむる  
し。まなごころせしむるゆへに。古の制もよき。と。郡名と。二字あり。と  
みせしむる。と。まなごころせしむるゆへに。五十四郡といふ。まなごころせしむる  
まなごころせしむる。と。まなごころせしむるゆへに。古書に  
まなごころせしむる。後世に。まなごころせしむる。郡名の各郡に。まなご  
ぬ。まなごころせしむる。は。いづれかの。十四郡といふ。まなごころせしむる。古  
まなごころせしむる。と。定られ。後立。まなごころせしむる。郡名。まなごころせしむる。  
まなごころせしむる。と。古書に。又。まなごころせしむる。の考ふる。まなごころせしむる。  
まなごころせしむる。と。まなごころせしむる。まなごころせしむる。五十四郡といふ。

たるとよりの。このよりの。よりの。よりの。郡名あるものを

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

北上河 キタカハ

北上河を岩手郡陸奥村といふ所より流せしむる河なり。こゝ  
が茨川やふつる川の北より流せしむる所に。かく名付たるよ  
し。おたよ記よ。ええ。この。天喜五年六月安倍を征伐し。終  
條よ。女。兵。ん。水。濁。る。を。た。ま。け。給。む。や。そ。う。づ。う。う。弓。彈。も  
く。岩。と。穿。ち。給。ひ。たる。よ。澧。水。涌。出。く。兵。ど。も。を。馳。せ。給。ふ。よ。この  
あ。が。長。川。は。入。り。う。き。わ。あ。の。西。を。北。上。川。と。名。づ。け。し。わ。え。て。  
又。東。鑑。よ。ハ。ある。よ。西。より。え。え。これ。バ。い。や。を。や。く。し。う。け。た。る。あ  
ん。ん。東。鑑。よ。出。る。る。を。伊。保。磐。井。の。戦。の。こ。ろ。わ。れ。ん。越。比。川。あ。ま  
の。所。より。流。れ。出。て。か。の。郡。へ。も。流。る。れ。を。あ。り。

考るまいしへか加美川といへる所のありて夫より北の岸に  
 堂村より流れ出るあり北に上川といふなりや。所堂村より出る  
 是に今の丹藤川をみ川といひしなり。所堂村より出る  
 流を今北に上川のといふなり。かみ川やふつるなりお  
 のづからあるなり。今いづれの川をかみ川とい  
 ひんんとい定むるなり。この丹藤川を北に上川といひ合  
 めるなり。これよりとありぬ。さうこの川を岩手志波  
 和我稗貫膽淨磐井江刺登米桃生の数郡をへていふ  
 南の所に流すを海といふなり。かき東鑑不衣河も北  
 上川といふなり。いふなり。磐井郡をへ流るなり。

厨河柵 シヤカハキ

厨河柵者岩手郡北上河のありてよきなり。いふありて。この川  
 よりいへ古き城のありてあり。けふの事東鑑陸奥  
 話記よりいへり。 くは東鑑のみ筆 東鑑卷九の文治五年  
 九月二日巳未出平泉令赴岩井郡 井八手のあり 厨河邊  
 給是為相尋泰衡隱住所也。亦祖父將軍追討朝敵  
 之頃十二年之間所々合戦不決勝負送年之處遂  
 於件厨河柵獲貞任等首。依曩時佳例到當所可討  
 泰衡獲其首之由内々令思案給云々。同十一日戊  
 辰今日令立陳岡給云々。自是厨河柵者依為廿五

里行程未属黄昏着御件館云々。こゝに廿五里とあるは東より六丁  
四里は浦をよみよくせ  
かハまぎれぬぞし。又同廿七日甲申。二品歴覧安倍頼時  
衣河遺跡給云々。昔點此所構家屋男子者并殿盲  
目尉河次郎貞任云々。はけりもあつたはゆれども  
さうしんれんばふきてあけき。

右の赤瀬を考ふるに岩手郡のうらたなる里あり。そこのを領せ  
し。尉河の次郎とあるはのうらたなるべし。ゆゑは國史  
たゞよまきとえび。お太平記もえらるる。太平記ハ後世  
よ造りしものあり。こゝにやぐらと校がし。されと又古書と  
もいふ。かきまののやぐらなるものあり。一白の八捨  
か。一。あり。古くは貞任らのこゝにやぐらなる城あり。頼義義

家の教長もつと軍人を集へて戦ひ給ひ。この柵も貞  
任らが首をえ給ひ。而かも。頼朝の心を養衛を征するや  
き。こゝもて其首をえ給んとおほい給ひける。こゝに東鑑よ  
こゝにあり。田より。は尉河の柵よりひつゞき。この方よ。今土人よ。方八丁と唱ふ。西あり  
ま。こゝに義家頼朝の軍と也。はつとあり。と頼朝土居のさまあり。

陸奥話記より負任らを征伐する條より上同十四日向尉河  
 柵十五日酉刻到着圍尉河姫戸二柵相去七八丁  
 計也云々

姫戸柵

陸奥話記より負任らを征伐する條より上同十四日向尉河  
 柵十五日酉刻到着圍尉河姫戸二柵相去七八丁  
 計也云々

考ふるに今尉河の柵より西の方より土人姫屋を交へ候ふ所  
 けあるべし。土人を別く衆をいへば後より交へといへば  
 やるべし。土人を別く衆をいへば後より交へといへば  
 やるべし。土人を別く衆をいへば後より交へといへば



御堂親善ハ先子御堂村ニあり。此の寺をバ。天  
 台此上山新通法寺正學院と云ふ。此の寺大平記天喜五年安倍  
 頼時征伐の條ニ六月上旬。さうで。さう。火蓋。まのぎ。難。き。流。る  
 る。汗。懸。を。あ。し。中。將。軍。遙。々。古。國。の。方。を。伏。せ。し。ま。し。て。念。一。に  
 々。歸。命。項。禮。通。法。救。世。大。士。擁。護。の。手。を。さ。し。て。給。へ。と。思。願。を。致  
 して。ま。ま。ら。く。礼。拜。恭。敬。を。さ。し。つ。つ。と。し。て。岸。を。穿。ち。給  
 ひ。し。よ。ば。さ。は。大。逆。の。感。應。も。や。り。ゆ。る。か。ら。ま。ま。さ。ら。ん。と。い。ふ。や。澧。水  
 俄。に。涌。出。し。流。る。や。し。し。始。り。流。る。古。今。希。有。の。瑞。驗。な。り。け。あ。の  
 流。加。美。川。と。流。入。し。つ。つ。と。流。る。け。あ。を。北。加。美。川。と。い。つ。げ。し。し。

御堂親善

御堂親善ハ先子御堂村ニあり。此の寺をバ。天  
 台此上山新通法寺正學院と云ふ。此の寺大平記天喜五年安倍  
 頼時征伐の條ニ六月上旬。さうで。さう。火蓋。まのぎ。難。き。流。る  
 る。汗。懸。を。あ。し。中。將。軍。遙。々。古。國。の。方。を。伏。せ。し。ま。し。て。念。一。に  
 々。歸。命。項。禮。通。法。救。世。大。士。擁。護。の。手。を。さ。し。て。給。へ。と。思。願。を。致  
 して。ま。ま。ら。く。礼。拜。恭。敬。を。さ。し。つ。つ。と。し。て。岸。を。穿。ち。給  
 ひ。し。よ。ば。さ。は。大。逆。の。感。應。も。や。り。ゆ。る。か。ら。ま。ま。さ。ら。ん。と。い。ふ。や。澧。水  
 俄。に。涌。出。し。流。る。や。し。し。始。り。流。る。古。今。希。有。の。瑞。驗。な。り。け。あ。の  
 流。加。美。川。と。流。入。し。つ。つ。と。流。る。け。あ。を。北。加。美。川。と。い。つ。げ。し。し。

かねを新敵とくく誅伐の後。こゝに一字の梵字を建て。新通  
 法寺と号し。八幡太郎殿の塙中<sup>ハチマタノチウ</sup>に被<sup>カ</sup>り給ひし。観音の小像を安  
 置しなり給<sup>タ</sup>りたる云々。

考ふる。新通法寺と号する所ハ八幡殿お栗とて陸奥國よ  
 下<sup>シタ</sup>り給ひたる時。河内國壹井の通法寺といへる寺の観音  
 を<sup>モト</sup>り給ひ中<sup>ナカ</sup>に被<sup>カ</sup>り給ひし。孰<sup>ナニ</sup>し給ひたるのち。こゝに安置し給  
 ふとて。新の文字を冠<sup>カ冠</sup>せり。新通法寺と号給ひたる。こ  
 の後の條も 前太平記と 奥州ハ耳納寺と建て。當國通法寺  
 といへ七日の法會と修て。永く亡卒の罪根と資<sup>ツカ</sup>せ給ふと  
 云ゆれ。新の文字を冠<sup>カ冠</sup>せ給ふなり。ハ。つ。ま。い。の。り。よ。

此の處 はまは 檜村<sup>ヒノムラ</sup> 馬<sup>ウマ</sup> 不<sup>フ</sup> 喰<sup>ク</sup> 村<sup>ムラ</sup> といへり。こゝに土人のいひ給ふ。觀のいふ所なり。  
はまは 馬<sup>ウマ</sup> 不<sup>フ</sup> 喰<sup>ク</sup> 村<sup>ムラ</sup> といへり。こゝに土人のいひ給ふ。觀のいふ所なり。

波氣

波氣ハ先手郡厨河野の西の方ハ八卦村といふ所ありそこも  
と思ふる。波氣八卦音通ハ後世又文字を改メんん。こゝ  
八卦といふ所ハ鑑ニ坤角ヒツギセといふ所ありしなり。

東鑑卷九も云。文治五年九月十二日己巳於厨河  
點此所坤角僊仗次之波氣被定御館云々。この文落字  
ありんあ。こゝハ

考ふに厨河の坤乃角の波氣といふ所ハ僊仗次之といふ所  
の家又ハ領地あり有を中ふを假のみと云ふとせしめし事  
少くも入ら。波氣と點して中へて名いふ所ありしなり。

かしこく波象の下に家イの字ありしが落くるあらん。  
 點此所坤角備仗次之波氣家被定御館たあらん  
 あらんらん。程いかにそや思えるれど東鑑の格とある  
 よ。かろやうの文勢ゆへに程よく考べし。  
備仗ハ職原抄鎮守府の  
 條又備仗二人擧重代武  
 補之將軍判授之官也凡備仗者陸奥守同給二人按察使給四人云々由此次之  
 といへるもの按察使の備仗である。又鎮守將軍陸奥守あとの備仗もあつたや。

舊蹟遺聞卷第一 終

